



2022年6月6日

各 位

会 社 名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
(コード番号:6335 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理本部長 中野 実
(TEL 03-3451-8591)

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日、下記のとおり、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第164条第1項に基づき、当社の主要株主であったアジアインベストメントファンド株式会社（以下「アジアインベストメントファンド」といいます。）の行った当社株式の短期売買取引による利益の提供を求める訴え（以下「本訴」といいます。）を東京地方裁判所に提起いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 東京地方裁判所
- (2) 提訴年月日 2022年6月6日

2. 訴訟提起に至った経緯

当社は、2022年4月15日、関東財務局から金商法第164条第4項に基づく「利益関係書類」（写）（同月14日付け。金商法第163条の規定により、当社の主要株主から提出された「役員又は主要株主の売買報告書」の記載に基づき、同法第164条第1項の利益を算定した結果、利益を得ていると判断される売買が認められることによるもの。以下「本利益関係書類」といいます。）を受領いたしました。

本利益関係書類によれば、以下のとおり当社の主要株主であった取引者であるアジアインベストメントファンドが当社株式の短期売買取引により利益を得たものとされていることから、当社は、本利益関係書類を受けて、アジアインベストメントファンドに対して、金商法第164条第1項に基づき、同利益を当社に提供するよう請求いたしました。本日時点において、アジアインベストメントファンドから同利益の提供が一切なされていないため、同利益の提供を求め、本訴の提起に至ったものであります。

(1)	取引者	アジアインベストメントファンド株式会社
(2)	住所	東京都中央区勝どき一丁目13番1号イヌイビル・カチドキ4階
(3)	利益額	令和3年9月売付分 1,943,423,161円

3. 訴訟を提起した相手（被告）

アジアインベストメントファンド株式会社

4. 訴訟の内容

短期売買に係る利益及びこれに対する遅延損害金として、金19億4,342万3,161円及びこれに対する2022年5月25日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求めるものであります。

5. 今後の見通し

本訴に係る今後の経過につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。

6. 業績に与える影響について

当社の業績に与える影響につきましては、影響が判明した段階で速やかにお知らせいたします。

以上